旭山動物園 Web 広告掲載業務に係る公募型プロポーザル実施要領

旭山動物園 Web 広告掲載業務に係る公募型プロポーザルの各種手続,要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

Web や SNS の浸透により情報発信の手法が多様化する中、旭山動物園の広報展開の Web 媒体への移行を進め、より効果的かつ効率的に情報を発信し、来園意欲の向上を図る。

第2 業務内容

- 1 業務名 旭山動物園 Web 広告掲載業務(以下「広告掲載業務」という。)
- 2 業務内容

Web 広告とは,Instagram や YouTube などの SNS や Web を活用した広告をいう。

業務の項目は次のとおりとし、具体的な仕様及び内容については、提案の内容を踏まえて、本市と協議して決定する。

(1) Web 広告の制作と掲載

効果的な Web 広告の手法及び構成を検討し、広告の制作及び掲載を行う。 なお、広告の主体となるテーマを次の 2 点とし、来園意欲の向上につながる ような参加型の催し等の実施も取り入れて行うこととする。

- ア ダイレクトな「来園訴求」
- イ 潜在層に働きかける「ファンづくり」 ※広告のターゲットは、予算の範囲内において企画提案を行うこと。 ※アドベリフィケーション対策とブランドセーフティーへの配慮を行うこと。
- (2) Web 広告の視聴実績等の分析・検証 実施した催し等の実績についても整理すること。
- 3 履行期間

契約締結日(令和4年5月下旬)から令和4年10月31日まで

4 予算概要等

この業務に係る予算は、金1,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)となっていることから、業務委託料の積算にあっては予算の範囲内とすること。

第3 契約担当部局

〒078-8205 旭川市東旭川町倉沼

旭川市経済部旭山動物園

電話 0166-36-1104

FAX 0 1 6 6 - 3 6 - 1 4 0 6

電子メールアドレス zookoho@city.asahikawa.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、次の全ての要件を満たしていること。

- 1 国や地方自治体及びそれらに付随する団体並びに民間企業の Web 広告を掲載した実績があること。
- 2 市町村税(東京23区は都税),消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- 3 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 4 旭川市暴力団排除条例(平成26年旭川市条例第16号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団,同条第2号に規定する暴力団員又は暴排条例第7条に規定する暴力団関係者若しくは暴排条例第12条に規定する行為をしていると認められる者でないこと。

- 5 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそれら団体に属する者ではない こと。
- 6 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定,民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等,経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- 7 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加 者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料(以下「参加表明書等」という。) を提出しなければならない。

なお,期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

必要書類	備考
① 参加表明書	様式1
② 会社等の概要	様式2
③ 国や地方自治体及びそれらに	直近3か年間に掲載した Web 広告画面や内容
付随する団体並びに民間企業の	で対象に合致する主なもの
Web 広告を掲載した実績につい	
てまとめた書類	
④ 商業・法人登記簿謄本又は登記	法務局発行のもので、発行後3か月以内の原本
事項証明書	
⑤ 市町村税(東京23区は都税)	本店所在地の自治体が発行したもので,発行後3
に滞納がないことの証明書	か月以内の原本
⑥ 消費税及び地方消費税に未納が	税務署が発行する「納税証明書(その3未納税額
ないことの証明書	のない証明用)」で、発行後3か月以内の原本
⑦ 財務諸表 (賃借対照表及び損益	直近1事業年度分のもの
計算書)	

- ※令和2・3・4年度旭川市物品購入等競争入札参加者名簿に登録のある者は、 ④~⑥の提出を免除する。
- (2) 提出期限 令和4年5月6日(金)午後5時
- (3) 提出場所 第3に同じ
- (4) 提出方法 持参又は郵送によること。

※電子メール又は FAX によるものは受け付けない。

※郵送による場合は、事前にその旨を電話連絡の上、提出期限までに必着する こと。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和4年5月9日(月)までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

- ア 参加資格を有すると認めた者にあっては、参加資格がある旨及び企画提案書 の提出を要請する旨
- イ 参加資格を有しないと認めた者にあっては、参加資格がない旨及びその理由 並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨
- (2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面(様式は

任意)により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和4年5月13日(金)までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送によること。

※電子メール又は FAX によるものは受け付けない。

※郵送による場合は、事前にその旨を電話連絡の上、提出期限までに必着すること。

(3) 市長は, (2) の説明を求められたときは,提出のあった日から2日以内(当該日が日曜日の場合はその翌日)に説明を求めた者に対し書面により回答する。

第6 説明会

企画提案書の作成等について、次のとおり説明会を開催する。 説明会の参加を希望する場合は「説明会申込書」(様式3)に必要事項を記入の 上、期日までに電子メールで提出すること。

1 説明会申込書提出期限

令和4年4月19日(火)午後5時

2 説明会の日時及び場所

令和4年4月21日(木)午後2時 旭山動物園管理事務所 ※状況に応じて、オンラインによる説明会とする場合もある。

第7 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者(以下「企画提案者」という。)は、次に定める ところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

(1) 事業要件について

ア 類似業務の実績(過去3年)

イ 本業務の実施体制

(2) 本事業企画提案について

ア Web 広告の手法と構成、制作及び掲載に関する提案

※広告の主体となるテーマを次の2点とし、来園意欲の向上につながるような参加型の催し等の実施も取り入れて行うこととする。

- ダイレクトな「来園訴求」
- ・潜在層に働きかける「ファンづくり」
- (ア) 広告を掲載する SNS・Web のコンテンツ名やキャンペーン名
- (イ) (ア)とする理由
- (ウ) 広告の構成や内容, ディスプレイ上の見え方
- (エ) (ウ)とする理由
- (オ) 広告ターゲットの対象
- (カ) (オ) とする理由
- (キ) 広告を掲載する期間
- (ク) (キ)とする理由
- イ Web 広告視聴実績等の分析・検証に関する提案
 - (ア) 視聴実績や催し等から行う予定の分析項目及び検証項目
 - (イ) (ア)とする理由
- (3) 積算金額について
 - (ア) 業務項目ごとに金額を記載
 - (4) 掲載する広告については、表示回数等の算出数値についても記載
- 2 企画提案書の様式

企画提案書の提出は、企画提案書(様式4)に提案資料としてまとめた書類を添

付して行うこと。

※ただし、企画提案書については様式4の内容に過不足が無い限り、独自に作成しても構わない。

- 3 提出方法等
 - (1)提出期限 令和4年5月19日(木) 正午
 - (2) 提出場所 第3に同じ
 - (3) 提出方法 持参又は郵送によること。
 - ※電子メール又は FAX によるものは受け付けない。
 - ※郵送による場合は、事前にその旨を電話連絡の上、提出期限までに必着する こと。
 - (4) 提出部数 10部
- 4 企画提案書等の著作権等の取扱い
 - (1) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するもとする。
 - (2) 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。
 - (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例 (平成17年旭川市条例第7号)の規定による請求に基づき、第三者に開示する ことができるものとする。

第8 質疑応答等

- 1 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。
 - (1)提出書類 質疑応答書(様式5)
 - (2) 提出期間 令和4年5月18日(水)までの休日を除く、午前9時から午後5時まで
 - (3) 提出場所 第3に同じ
 - (4) 提出方法 電子メールで提出すること。
- 2 1の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに 対し、電子メールにより回答する。

第9 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領で示された,提出期限,提出場所,提出方法,書類作成上の留意事項等の 条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第10 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査,評価及び受託候補者の特定を行うため,旭山動物園 Web 広告掲載 業務プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

なお、6者以上の参加提案があった場合は、企画提案書に基づいて事前に書類審査・ 選考を行い、プレゼンテーションの実施は5者以内とする。事前審査等の取扱いについては、本実施要領2(1)企画提案書提出要請時に併せて通知する。

また、プレゼンテーションは、状況に応じてオンラインで行う場合もある。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間はプレゼンテーション 20分以内、ヒアリング 10分の計30分とする。

- イ プレゼンテーション等は原則として企画提案書及び提出資料を用いて行うこととするが、パソコン、プロジェクター及びVTR等の使用も可とする。
- ウ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や 写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- エ プレゼンテーション等の説明者は補助者を含めて2名までとする。
- オ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定から除外する。
- (2) 実施日時及び場所

第5で示した企画提案書提出要請時に併せて通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーションにより、次の審査項目について、別紙で示す 評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 事業要件【10点】
 - 類似業務の実績等
 - 実施体制
- (2) 提案内容【85点】
 - ・本園の理念やスタンスを十分に理解し、テーマに沿った Web 広告の内容となっているか
 - ・広告の掲載に合わせて行う催しは、本園の魅力や動物の素晴らしさが伝わる 等の工夫が施され、実際に来園して参加することができるような仕掛けとなっているか
 - ・広告ターゲットの対象については本園の状況や社会情勢を踏まえたものであ るか
 - ・視聴実績等からの分析及び検証項目について、その効果や実態を把握できる 内容となっているか
 - ・提案者側の経験や実績が活かされ、独自性豊かな提案内容となっているか
- (3) 価格評価【2点】
 - ・提示された価格が予算額に対して相対的にどうであるか評価を行う。
 - ※提案者が一者の場合,他者と比較評価ができないことから,当該評価を「普通」とする。
- (4) 地元優先発注に関する評価【3点】
 - ・地元雇用・地元企業への発注を推進するため、本店及び支店の所在地に応じて配点を行う。

4 受託候補者の特定

(1) 第10の3,審査項目及び評価基準により,審査会委員の評価点の合計を合算 し順位を付けた結果,最も合計点の高い提案者について,審査会合意の上,受託 候補者として特定する。

なお、委員の評価点については、審査項目ごとに最高点又は最低点を付けた委員の点数を除くものとする。ただし、同一の審査項目において最高点又は最低点を付けた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。

- (2)全ての提案者において、各委員が採点した評価点の平均点が6割に満たない場合については受託候補者の特定を行わないこととする。ただし、当該平均点を算出する場合においては、審査項目ごとの最高点又は最低点を付けた委員の点数は除かないものとする。
- (3) 提案者が一者のみの場合においても各委員が行う評価点の平均点が6割に満たない場合は、受託候補者としない。

- 5 審査結果の通知
 - (1) 受託候補者を特定した時は、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。
 - ア 受託候補者
 - イ 評価点数
 - ウ 受託候補者にあっては、今後の契約手続の旨
 - エ 受託候補者とならなかったものにあっては、その理由及び所定の期限までに、 理由について説明を求めることができる旨
 - (2) 受託候補者とならなかったものにあっては、その理由について、次のとおり書面(様式は任意)により市長に対し説明を求めることができる。
 - ア 提出期間 (1)の通知があった日の翌日から起算して7日以内までの休日を 除く、午前9時から午後5時まで
 - イ 提出場所 第3に同じ。
 - ウ 提出方法 持参又は郵送によること。
 - ※電子メール又は FAX によるものは受け付けない。
 - ※郵送による場合は、事前にその旨を電話連絡の上、提出期限までに必着する こと。
 - (3) 市長は, (2) の説明を求められたときは,説明を求めたものに対し,説明を求める書面を受け付けた日の翌日から起算して2日以内に理由説明書を通知する。
- 6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査の経過

第11 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により締結する。ただし、受託候補者が第9のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者または契約の相手方に損害が生じた場合にあっても、本市は一切の損害を負担しない。

2 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

- 3 契約書の作成の要否
 - 要する。
- 4 支払条件

業務履行確認後、一括払いとする。

第12 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案等本プロポーザルに係る書類作成及び提出に要する費用は, 提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第13 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールを、次のとおりとする。

ただし、前後する場合もある。

実施内容	実施期間又は期日
公募開始	令和4年4月13日(水)
説明会	令和4年4月21日(木)午後2時
参加意思表明書提出期限	令和4年5月 6日(金)午後5時
参加資格有無の通知(企画提案提出要請)	令和4年5月 9日(月)
質疑応答書提出期限	令和4年5月18日(水)午後5時
企画提案書提出期限	令和4年5月19日(木)正午
企画提案審査	令和4年5月31日(火)
企画提案審査結果の通知	令和4年6月 2日(木)